

令和3年度税制改正に関する 経済産業省要望の考察

デジタル経営研究会

井部 聡

本日のアジェンダ

自己紹介（省略）

イントロダクション

令和2年度の振り返り

令和3年度の考察

Appendix

本資料は、2020年12月19日に開催したデジタル経営研究会の発表後、公開用に再編集したものです。

イントロダクション

テーマ選定理由

毎年、経済産業省が夏から初秋にかけて開示する
税制改正に関する経済産業省要望について考察しました。

法改正が行われた際、利用可能どうか検討する必要があるためです。

事業内容の実情から、必要となる準備（仕組みの検討・導入、業務フローの策定など）を
考えています。

どこに注目する？

税制改正の要望や国の施策については、様々な見方がされることと思います。やや偏った見方である可能性はありますが、ご了承ください。

新規、拡充

経済環境が変わった
今年度の施策として不足している
活用が難しかったものが改善されている

延長

一定の効果あり（実績があったもの）
今後も推進してほしいと考えられているもの。

経済産業省による税制改正要望の推移（直近3年間）

年次別に推移を比較してみると

平成31年度（2018年8月公表）

令和2年度（2019年8月公表）

令和3年度（2020年9月公表）

車体課税の抜本的見直し

車体課税の延長・見直し

中小企業・小規模事業者の生産性向上、
地域経済の活性化

新陳代謝等を通じた中小企業生産性向上

新型コロナ禍から立ち上がる中小企業の
成長支援・地域経済の活性化

生産性革命の実現に向けたイノベーションの促進

オープンイノベーション投資を始めとする
成長投資の促進

「新たな日常」に向けた不可逆なビジネス
モデル変革を実現する投資促進

グローバル化に対応した競争環境の整備

グローバル化や働き方改革の進展への対応

更に加速する社会のデジタル化・グロー
バル化に対応した事業環境の整備等

自由化の下でもエネルギーの安定共有の
確保

その他（エネルギー・資源・環境関連 /
地域経済・中小企業支援関連 / 復興・防
災関連 / その他）

その他（エネルギー・資源・環境関連 /
地域経済・中小企業支援関連 / 復興・防
災関連 / その他）

→同じ表記が確定すると思われます。
（詳細は個々に異なる）

参考文献：令和3年度税制改正に関する経済産業省要望【概要】令和2年9月 経済産業省

税制改正の推移を見て思うこと

①生産性向上から**新型コロナ禍からの成長支援**へ

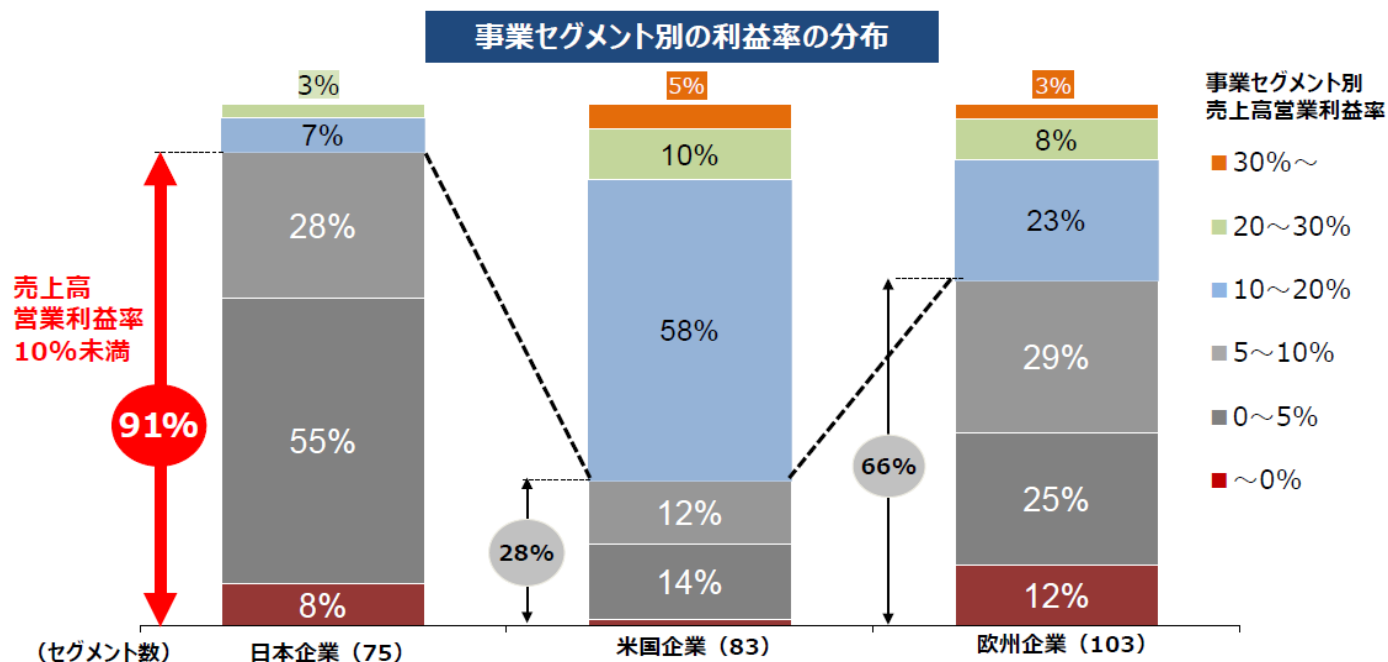
②「**新たな日常**」や**不可逆**という表現になった。

③さらに**加速するデジタル化**が加わった。

日本企業の収益課題

(参考3) 日本企業全体の売上高のうち9割が「低収益セグメント」から (令和2年6月産構審総会)

- 売上高に占める「低収益セグメント」の割合は、米国企業が3割、欧州企業が7割であるのに対して、日本企業は9割。
- 日本企業は低収益セグメントを抱え込む傾向があり、そのことが全体の収益性が低い一因になっているという指摘あり。



【出所】 Bloombergデータベースを元に、デロイトトーマツコンサルティング作成した資料を経済産業省にて加工。事業セグメント別売上高・営業利益の両方を、06-13年度の8期連続で取得可能な世界連結売上TOP500の中から、各国別多角化度（ハーフィンガル指数）上位50%、海外売上高比率20%以上の企業を対象に分析。

8



営業利益率が低い
||
レッドオーシャン

出典：令和3年度税制改正に関する経済産業省要望【概要】 令和2年9月 経済産業省

令和2年度の振り返り

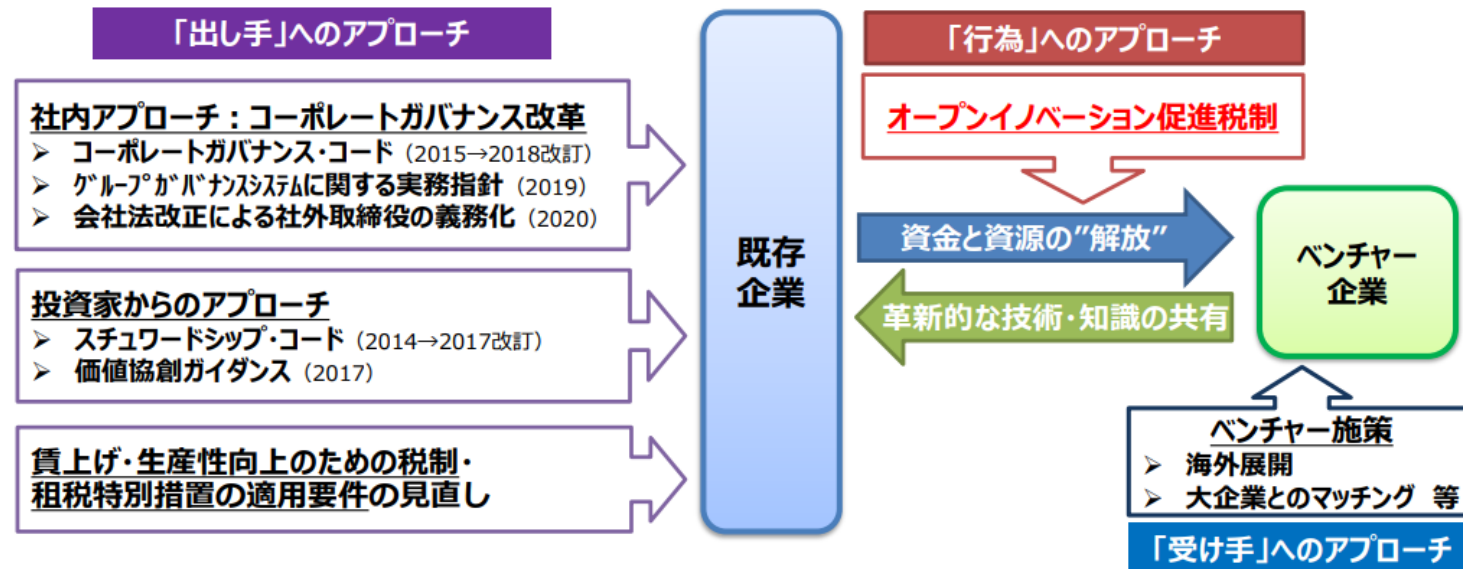
令和2年度のイノベーション①

(参考) 第4次産業革命に対応した更なるオープンイノベーションの促進に向けた施策体系

- 第4次産業革命に伴う急激な事業環境変化を背景として、企業自らが有する人材・技術・資本などのリソースを活用し、革新的な技術や知識を有するベンチャー企業と連携することにより、新たな付加価値の創出・獲得に向けたオープンイノベーションの促進が必要。
- これまで、コーポレートガバナンス改革をはじめ様々な施策を実施してきたところ、企業の成長投資の実践に向けたプレッシャーを一層強化しつつ、オープンイノベーションに対する直接的な税制上のインセンティブとして「オープンイノベーション促進税制」を措置することにより、第4次産業革命に対応したビジネスの変革を通じた次の経済成長に向けた基盤づくりを強力に促進する。

令和2年度の税制改正において、

既存企業の資金と資源をベンチャー企業に提供する例が挙げられています。



8

出典：令和2年度（2020年度）経済産業関係 税制改正について 令和元年12月経済産業省

令和2年度のイノベーション②

施策そのものが、

「**大企業とのマッチング**」であったり、

「**社外取締役や投資家からのアプローチ**」となっており、
現実的には難しかったのではないかと思います。

上場企業
大企業

人、モノ、金を持っている大企業は、

『**積極的にベンチャー企業に投資してくださいね。**』

という施策であるように見受けられます。

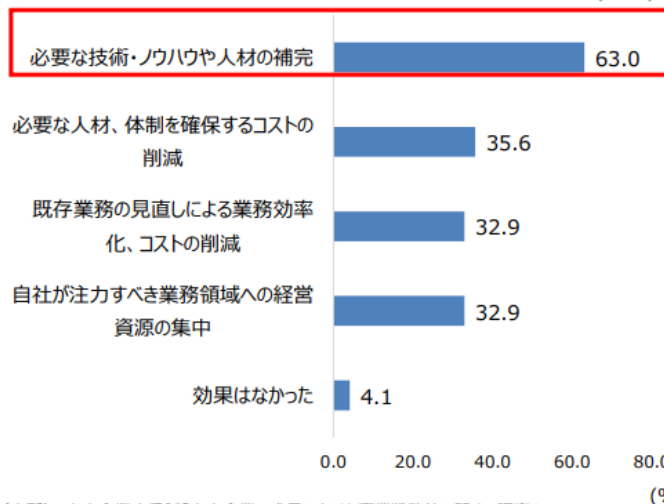
ベンチャー企業は、革新的な技術・知識の共有を既存企業にするでしょうか？
(大企業)

令和2年度のイノベーション③

(参考) 中小企業におけるベンチャー出資を通じたオープンイノベーションの重要性

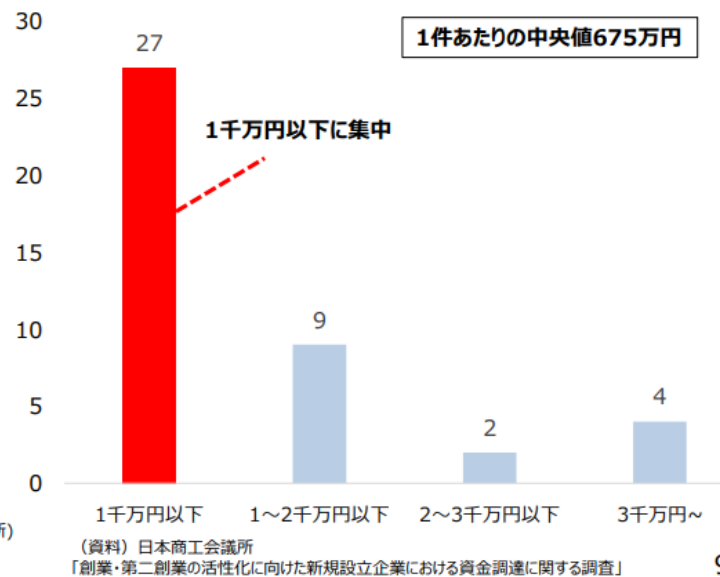
- 中小企業において、自社の経営資源の不足を外部リソースで補う取組は、技術やノウハウ面等において、一定の効果を発揮。**中小企業にとっても革新的な技術を有するベンチャー企業とのオープンイノベーションは重要。**
- 他方、ベンチャー企業との製品の共同開発においては最低1千万円程度、共同事業の立ち上げには最低数千万円～1億円が必要とされており、オープンイノベーション促進のためには、**一定規模以上の出資を通じたオープンイノベーションを促進していくことも重要。**

＜中小企業が外部リソースの活用により得られた効果＞ (n=73)



(出所) 中小企業庁委託「中小企業の成長に向けた事業戦略等に関する調査」(2016年11月、(株)野村総合研究所)
 (注) 1. 新事業展開に成功した企業のみ集計している。
 2. 複数回答のため、合計は必ずしも100%にはならない。

中小企業のベンチャー投資金額の分布 n=42



1件あたりの中央値は、675万円となっています。

出典：令和2年度（2020年度）経済産業関係 税制改正について 令和元年12月経済産業省

令和2年度のイノベーション④

ベンチャー企業との製品の共同開発で最低1千万円程度、共同事業の立ち上げには最低数千万円～1億円が必要ということは、**投資できる中小企業はほとんどない**のではないか？

仮に必要性を感じていて、実現すれば大きな利益が得られると考えていたとしても、**経営者は、別の事業投資**の選択も考えたはず。

例) 新たな生産設備、営業人材の獲得など

令和3年度の考察

要望に掲載された着目点

「新たな日常」に向けた不可逆なビジネスモデル変革

→所謂、破壊的イノベーション

新型コロナ禍から立ち上がる中小企業の成長支援・地域経済の活性化

→経営資源集約化

不可逆なビジネスモデル変革①

新型コロナウイルス感染症により顕在化した課題対応への必要性を契機に行う我が国企業のビジネスモデル転換に資する税制措置の検討 (法人税・法人住民税・事業税など)

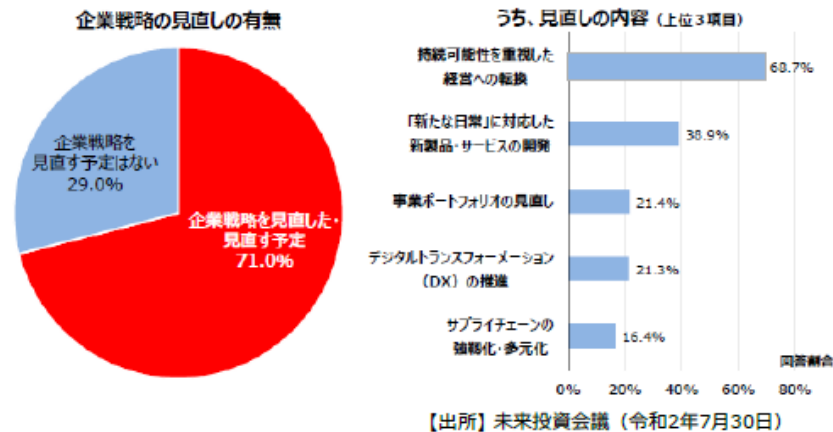
新設等

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、「人」同士の接触自体がリスクであるといった認識に加え、デジタル化の持つ潜在力が広く現実のものとして認識されるなど、我が国が直面していた産業構造変化が更に加速。ビジネスを取り巻く環境は大きく変化している。
- こうした経済社会における大きな変化に対応した**大胆なビジネスモデルの変革（事業再構築・再編等）**に取り組もうとする企業を後押しするための税制措置を検討する。

要望内容

- 大胆なビジネスモデルの変革（事業再構築・再編等）を前提に、①コロナ禍による厳しい経営状況からのV字回復の実現と、②事業転換を進めるデジタル関連投資の促進に対する税制措置（例えば、投資に対する特別償却・税額控除や、繰越欠損金の控除上限の引上げなど）等を講じる。

ウイズ・コロナ、ポスト・コロナを見据えた企業戦略の見直し



注目

非接触型ビジネスモデルに対する税制措置に期待

企業のデジタル経営化がより進むと考えられます。

5

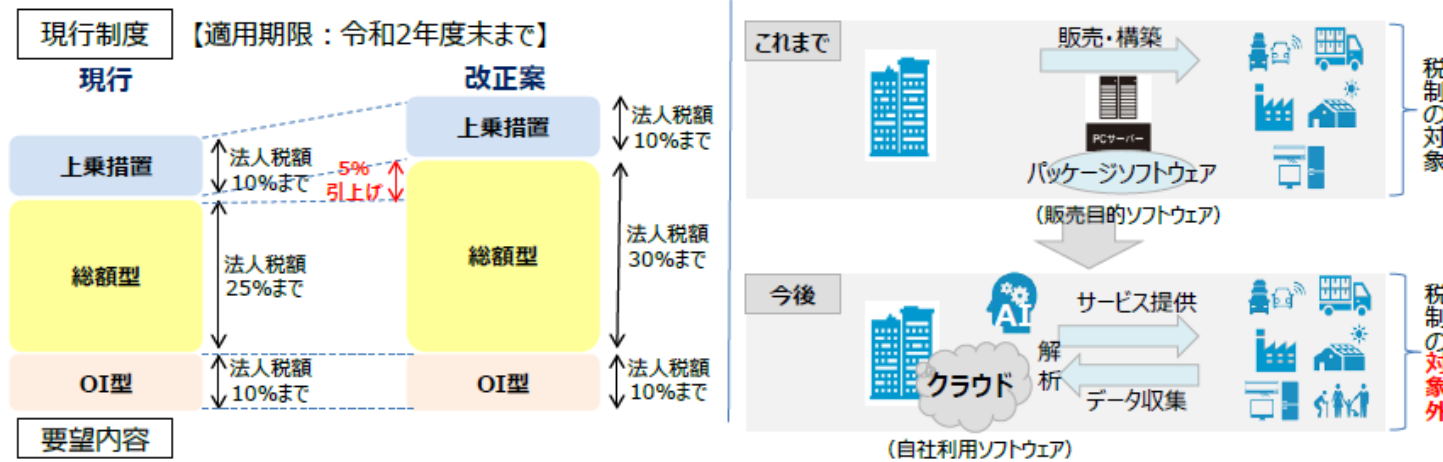
出典：令和3年度税制改正に関する経済産業省要望【概要】 令和2年9月経済産業省

不可逆なビジネスモデル変革②

研究開発税制 (所得税・法人税・法人住民税)

拡充・延長

- 「Society 5.0」を実現するためには、個別産業でのデータ・AIの活用・実装が重要。データ・AI活用を加速化する、ウイズ/アフターコロナの流れは、日本企業にとって、ピンチでありチャンス。あらゆる産業において、大胆にR&D投資を行い、リアルデータ・AIを活用してビジネスモデルを転換する等、DXの推進が不可欠。
- そのため、①研究開発投資の増加を促すための「**税額控除上限**」の引上げ、②リアルデータ・AIを活用したビジネスモデルの転換に不可欠でありながら、現状制度の対象外となっている、**クラウド環境で提供するソフトウェアに係るアルゴリズム構築等の研究開発行為を税制の対象に追加**等の措置を要望。



要望内容

- 総額型及び中小企業技術基盤強化税制の控除上限引上げ
- クラウドサービスや製品開発のために用いられるツール等、自社利用ソフトウェアに係る試験研究費について、発生時損金処理と研究開発税制の税額控除対象試験研究費への算入
- 自社を実験場とした研究開発行為に係る規定の明確化 (国税庁Q&Aにおける「事務効率・経営組織の改善に係る費用」の明確化)
- オープンイノベーションの見直し (手続合理化等)
- 総額型の控除率の上乗措置の適用期限の延長 (2年間延長 (4年度末まで))
- 試験研究費の額が平均売上金額の10%超の場合の上乗措置の適用期限の延長 (2年間延長 (4年度末まで))
- 中小企業者等について、試験研究費が8%超増加した場合の上乗措置の適用期限を延長 (2年間延長 (4年度末まで)) 等

自社利用ソフトウェアにも拡大

出典：令和3年度税制改正に関する経済産業省要望【概要】 令和2年9月経済産業省

不可逆なビジネスモデル変革③

デジタルトランスフォーメーションを伴うビジネスモデル変革において、特に注目しているのは、研究開発税制です。

これまでは、パッケージなど外販のものだけでしたが、自社利用を目的としたデータ解析が対象になります。
(与党税制改正大綱にも具体的な記載がありました。)

非接触型・デジタル化された新規サービスの新規顧客へのアプローチで活用出来ると考えています。

不可逆なビジネスモデル変革④

5-②. 試験研究費の範囲（サービス）

- 各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される、「**対価を得て提供する新たな役務の開発**」で**所定のプロセスを経て行われるもの**に係る試験研究のために要する費用で以下に掲げるもの。
- 試験研究費に充てるために他の者から支払を受けた金額（受託研究の対価・補助金等）がある場合には、**その金額は試験研究費の額から除外**。

「対価を得て提供する新たな役務の開発」にかかる試験研究費

- その試験研究を行うために要する原材料費、人件費（当該試験研究の業務に専ら従事する者として財務省令で定める者に係るものに限る）及び経費（経費のうち外注費については、外注先での原材料費、人件費及び外注費以外の経費に相当する部分に限る）
- 他の者に委託して試験研究を行う法人の当該試験研究のために当該委託を受けた者に対して支払う費用（ただし、①に相当する部分に限る）

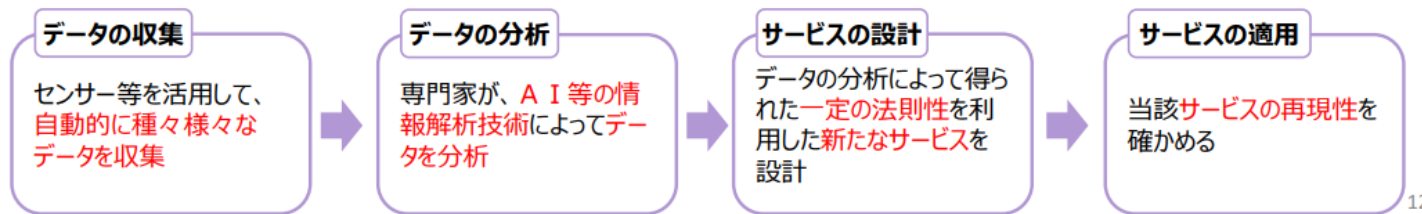
〔租税特別措置法施行令第27条の4第3項第2号他〕

※サービス開発に係る人件費については、以下の者にかかるものに限る。

- 情報の解析に必要な確率論及び統計学に関する知識並びに情報処理に関して必要な知識を有すると認められる者（情報解析専門家）であり、
- その専門的な知識をもってサービス開発に掲げる試験研究の業務に専ら従事する者。

〔租税特別措置法施行規則第20条第1項及び第2項他〕

サービス開発として必要となるプロセス



【令和2年度の資料より】

期待大

データの収集・分析の対象が自社利用も含まれるとなると企業が保有するデータ分析に投資効果が考えられるため、重要性が高まると期待しています。

出典：研究開発税制の概要 経済産業省産業技術環境局 技術振興・大学連携推進課（令和2年4月現在の制度）

不可逆なビジネスモデル変革⑤

令和3年度から、以下のような利用ができることを期待しています。

既存顧客のデータ収集（年齢層、性別、顧客導線など）



データ分析・法則性を活かしたサービス開発（顧客志向やUI/UXの企画開発）



再現性の検証（ABテスト等）



新サービスのリリース

不可逆なビジネスモデル変革⑥

ベンチャー企業・中小企業ではないですが、ビジネスモデル革新の一例として、以下のようなケースが挙げられます。

(いずれも、初期投資にある程度の投資が必要になるものです。)

ハードの時代
銀行 ATM
テレビ
マンガ
案内係



ソフトの時代
銀行アプリ 電子マネー
オンデマンド配信
マンガアプリ
ロボット

不可逆なビジネスモデル変革⑦

何故変わったのか？

代替価値（期待収益） > ビジネスモデル変革に要したコスト

ソフトの時代	得られる効果
銀行アプリ 電子マネー	店舗・ATMが不要 現金輸送のリスク減
オンデマンド配信	必要な人だけに届ける 後から視聴 プロモーション効果
マンガアプリ	印刷・在庫不要 プロモーション効果
ロボット	勤務時間に依存しない 多言語対応

新たに生まれたもの

- ・システムなどのプラットフォーム
- ・アプリケーション
- ・ロボット
- ・コンテンツ等（データ）

無くなったもの

- ・在庫調達資金需要
- ・商品在庫（モノ）の除却リスク
- ・店舗
- ・人件費

不可逆なビジネスモデル変革⑧

中小企業による経営資源集約化の促進に係る税制措置の創設

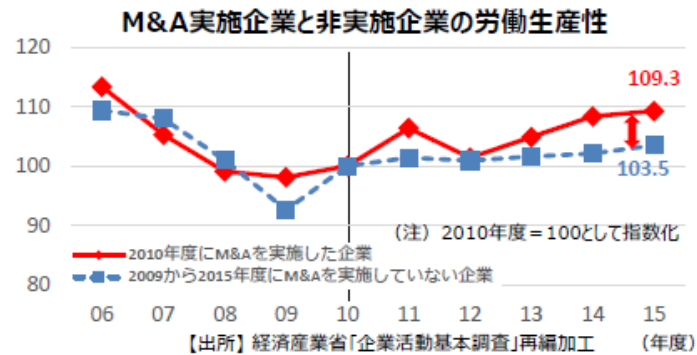
(所得税・法人税・個人住民税・法人住民税・事業税)

新設

- ウィズコロナ/ポストコロナ社会においては、「新たな日常」に対応していくことが必要であり、業態転換を含めて大胆なビジネスモデルの変革が重要。
- この点、単一又は少数の事業を営んでいる中小企業にとって、経営資源を集約化等（統合・事業再構築等）させることによって、新規事業拡大や多角化等を行い、生産性を向上させることが可能。
- このため、ウィズコロナ/ポストコロナ社会に向けて、地域経済・雇用を担おうとする中小企業による経営資源の集約化等を支援するため、必要な税制措置を創設する。

要望内容

○中小企業による経営資源集約化等に係る税制措置を創設する。



M&A実施前後の業績 (増加傾向の比較)

	実施をした	実施、検討をしていない
直近3年間の売上高	52.3%が増加	40.5%が増加
直近3年間の経常利益	48.4%が増加	35.9%が増加

【出所】「中小企業白書2018」 20

ウィズコロナ社会/
ポストコロナ社会では
ビジネスモデル変革が
重要だとは思っています。

出典：令和3年度税制改正に関する経済産業省要望【概要】 令和2年9月経済産業省

不可逆なビジネスモデル変革⑨

中小企業等経営強化法の改正を前提に、（中略）**同法の改正法の施行の日から令和6年3月31日までの間に中小企業等経営強化法の経営力向上計画（経営資源集約化措置（仮称）が記載されたものに限る。）の認定を受けた**のもが、（中略）他の法人の株式等の取得（購入による取得に限る。）をし、かつ、これをその取得の日を含む事業年度終了の日まで引き続き有している場合（中略）その**株式等の価格の低落による損失に備えるため、その株式等の取得価額の70%以下の金額を中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てたときは**、その積み立てた金額は、**その事業年度において損金算入できる**こととする。
この準備金は、（中略）その**積み立てた事業年度終了の日の翌日から5年を経過した日を含む事業年度から5年間でその経過した準備金残高の均等額を取り崩して、益金算入**する。



【ポイント】

- ①中小企業等経営強化法が改正される。
- ②改正法の施行日以降に経営力向上計画（経営資源集約化措置）の認定を受ける。
- ③他社の株式を取得し、保持を続ける。
- ④株式取得価額の70%までの金額を中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てる。
- ⑤損金算入できる。
- ⑥積み立てた事業年度終了の日の翌日から5年経過後に、5年間で均等額を取り崩して、益金算入する。

5年据置型の圧縮記帳みたいですね。

不可逆なビジネスモデル変革⑩

実行税率35%でシミュレーションすると。

貸借対照表			
資産の部		負債の部	
投資有価証券	1,000	—	—
		純資産の部	
資産合計		負債・純資産合計	

貸借対照表			
資産の部		負債の部	
投資有価証券	1,000	準備金	700
		純資産の部	
資産合計		負債・純資産合計	

損益計算書	
経常利益	1,000
—	—
税引前当期純利益	1,000
法人税等	350
当期純利益	650

損益計算書	
経常利益	1,000
準備金	700
税引前当期純利益	300
法人税等	105
当期純利益	195

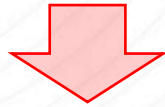
納税額350

納税額に与えるメリット
 $\text{投資額} \times 0.7 \times 0.35$
 \Rightarrow **投資額の25%**

納税額105

不可逆なビジネスモデル変革⑪

単一又は少数の事業を営む中小企業



経営資源を集約化による生産性向上

M&Aで生産性向上を図るのですが、、、

経営資源のうち集約化されるものは、どのようなものが考えられるでしょうか？

M&Aでは人的繋がりがかなり重要で、吸収合併時の**合併企業の責任者等中心人物が離職**すると、**被合併会社の人材も離職**することが多く、**PMIで自社にコントロールを移管することが非常に重要な業務**になります。

不可逆なビジネスモデル変革⑫

中小企業・小規模事業者の積極的な設備投資を支援する税制措置

(所得税・法人税・法人住民税・事業税)

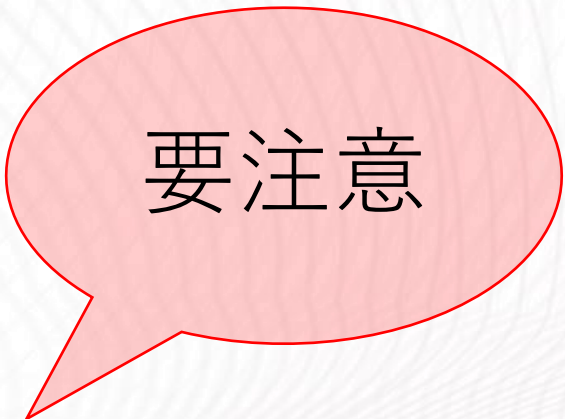
延長

● 新型コロナウイルス感染症の影響下においても、積極的に設備投資を行う中小企業を支援するため、**中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制は、引き続き重要。**

現行制度 【適用期限：いずれの税制措置も令和2年度末まで】

設備の種類 (価額要件)	機械装置 (160万円以上)	ソフトウェア (70万円以上)	器具備品・工具 (30万円以上)	建物附属設備 (60万円以上)
支援措置 国税	【中小企業経営強化税制】 即時償却又は税額控除10% (※7%) 生産性向上設備 (A類型) 生産性が年平均1%以上向上 収益力強化設備 (B類型) 投資利益率5%以上のパッケージ投資 デジタル化設備 (C類型) 遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能にする設備			
	【中小企業投資促進税制】 30%特別償却又は税額控除7% ※ 30%特別償却のみ適用		【商業・サービス業・農林水産業活性化税制】 30%特別償却又は税額控除7% ※ 30%特別償却のみ適用	

■ を付した部分は、経営力向上計画の認定が必要
 ※ を付した部分は、資本金3,000万円超1億円以下の法人の場合



以前から継続している税制措置です。

要望内容

○いずれの税制措置も適用期限を2年間延長する。(令和4年度末まで)

出典：令和3年度税制改正に関する経済産業省要望【概要】令和2年9月経済産業省

不可逆なビジネスモデル変革⑬

直近では、会計パッケージシステム導入は、よりよく検討した方が良いでしょう。

クラウドサービスと**銀行などの自動連携**が進んでいます。

使用感も悪くないですが、**初期設定等色々考える**必要があること。
今後、請求書の書式変更が予定されていることです。

第二フェーズで労力やお金がかかるのは避けたいとことです。

IT部門のいない企業の良きアドバイザーが必要だと考えています。

まとめ

ポストコロナ時代に向けたビジネスモデルの業態変革に関連して、中小企業の統合、企業間連携強化による力強い経営が求められています。

また、研究開発税制においては、従来から、人→ITとなるイノベーションの優遇がありましたが、自社保有のデータを分析することにより、顧客にリーチするマーケティングにまで拡大されたため、非対面取引の強化が見込まれています。

その一方で、企業における経営資源集約化の結果、余剰人員が生まれたり、「新たな日常」におけるオペレーションの人的リソースが不足する企業が生まれる可能性があります。ビジネスモデル変革に伴い、中小企業の経営者も新たな業務オペレーションの教育が求められる時代になることが予想されます、

新たな制度に対する企業間の橋渡しや各種申請に関する支援業務や働き方改革、在宅勤務や副業の広がりによる複数の会社の仕事をする従業員の増加に伴う仕組み作りのアドバイザーが求められていると考えています。

Appendix

成長戦略会議の実行計画

令和2年12月1日に内閣官房のサイトに成長戦略会議でまとめられた実行計画が公表されました。

端的には、以下のようなことが述べられています。

「新たな日常」の早期の実現に向けた主な施策項目について、ポストコロナ時代を見据えて、成長戦略会議の有識者の意見を聴取した中間的なとりまとめ。今後、実行計画を断固たる意思を持って実行に移す。

中堅・中小企業の経営を担うことのできる人材のすそ野を広げていくため、中小企業診断士制度の在り方やその活用促進について、検討を深め、年度末までに結論を得る。

出典：実行計画 令和2年12月1日 成長戦略会議

令和3年度税制改正大綱①

令和2年12月10日に与党から令和3年度税制改正大綱が公表されました。

中小企業投資促進税制の見直しと共に、適用期限を2年延長することと記載されています。

対象となる指定事業に次の事業が加えられました。

イ 不動産業

ロ 物品賃貸業

ハ 料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これたに類する事業
(生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る。)

対象となる法人に商店街振興組合を加える。

出典：令和3年度税制改正大綱 令和2年12月10日 自由民主党 公明党

令和3年度税制改正大綱②

飲食業は、度重なる自粛要請などの影響でかなりの打撃を受けています。

税制適用を受けられる生活衛生同業組合については、以下の通りとなっています。

東京都の場合、飲食業の業態毎に様々な組合があります。

公益財団法人東京都生活衛生営業指導センターより（<https://www.seiei.or.jp/tokyo/union/member.html>）

前項の適用例では、

業態が、料亭、割烹などの場合

- ・東京都料理生活衛生同業組合

URL：<http://tokyoryouri.jp/>

業態が、スナック、バーなどの場合

- ・東京都社交飲食業生活衛生同業組合

URL：<https://www.tokyo-syakoh.or.jp/index.html>

余談ですが、

生活衛生同業組合の加入者のメリットは、以下のようなものがあります。

【低利融資斡旋、音楽著作権料の割引、クレジットカード手数料が特別料率になるなど】

令和3年度税制改正大綱③

令和3年度税制改正大綱からもう一つピックアップしました。

デジタルトランスフォーメーション投資促進税制の創設が予定されています。

特別償却か税額控除のを選択適用できるものですが、**事業適応計画の作成支援**のニーズが生まれそうです。

産業競争力強化法の改正を前提に、（中略）事業適応計画（仮称）について同法の認定を受けたものが、（中略）その事業適応計画に従って実施される産業競争力強化法の事業適応（仮称）の用に供するためにソフトウェアの新設若しくは増設をし、又はその事業適応を実施するために必要なソフトウェアの利用に係る費用（繰延資産となるものに限る。）の支出をした場合には、次の措置を講ずる（所得税についても同様とする）。

出典：令和3年度税制改正大綱 令和2年12月10日 自由民主党 公明党